

▼大気汚染に係る環境基準・指針(3)

令和7年3月31日現在

物質	微小粒子状物質※ (PM _{2.5})
環境上の条件	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。 〔微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準は、維持され又は早期達成に努めるものとする。〕
測定方法	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
告示年月日	平成21年9月9日

※微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。